

帯広空港が提供するサービス

帯広市商工観光部空港事務所

帯広空港供用規程第2条第2項及び第4条に基づき、帯広空港が提供するサービスの内容を次のとおり公表します。なお、最新の情報はインターネット等でご確認ください。

■空港機能施設事業等の営業時間

- (1) 旅客取扱施設 帯広空港ターミナルビル株式会社 7:30~21:00
- (2) 貨物取扱施設 帯広空港ターミナルビル株式会社 8:10~20:10
日本通運株式会社 帯広総代理支店
- (3) 給油施設 なし
- (4) 燃料取扱施設 熱原輸送株式会社 8:30~21:00
YSヤマショウ株式会社 8:30~21:00

■駐車場の営業時間

- (1) 場内駐車場 7:00~21:00
- (2) 第2駐車場(場外) 24時間

■空港が提供するサービスに係る施設

帯広空港ターミナルビル株式会社(<http://obihiro-airport.com/>)

- (1) 総合案内所 ビル1階
- (2) 観光情報センター ビル1階 総合案内所
- (3) CIQ なし
- (4) ラウンジ 有料待合室 ビル2階 帯広空港ターミナルビル(株)にお問い合わせください。
- (5) 国際電話 1階(ADOカウンター前)、2階2台(出発ロビー1台、ゲートラウンジ1台)
- (6) コインロッカー ビル1階
- (7) インターナショナルATM ビル1階、銀行・キャッシュディスペンサー なし
- (8) 貸会議室 ビル3階 帯広空港ターミナルビル(株)にお問い合わせください。
- (9) 車椅子等の貸し出し所 ビル1階 JALカウンター前
- (10) インターネット環境 無線LAN(無料)
PC1台(ビル2階)(無料)
- (11) 診療所 なし
- (12) 授乳室 ビル1階及び2階搭乗待合室内
- (13) レンタカー案内所 ビル1階
- (14) 飲食店・物販店 ビル2階 8:20~19:50
(運航ダイヤにより時間が変更になります。)
ビル2階にテイクアウト用ブースあり
- (15) 喫煙所 ビル1階及び2階搭乗待合室内(2ヶ所)計3カ所
- (16) 展望デッキ ビル3階(屋内)
- (17) ペットホテル なし
- (18) マッサージサービス提供施設(マッサージチェア) ビル2階(搭乗待合室)及び3階
- (19) 仮眠施設・シャワールーム なし
- (20) クリーニング受付・理髪店 なし
- (21) AED(自動体外式除細動器) ビル1階・2階・空港事務所
- (22) 宅配便・手荷物預かり所 なし
- (23) サイクルステーション ビル1階(到着口)
- (24) キッズパーク ビル2階

■空港に関する情報

(1) 空港管理者

- ▶ 帯広市長
北海道帯広市西5条南7丁目1番地 (0155-24-4111)
- ▶ 帯広市商工観光部空港事務所
北海道帯広市泉町西9線中8番地41 (0155-64-5320)
airport@city.obihiro.hokkaido.jp

(2) 空港機能施設事業者

- ▶ 旅客取扱施設
帯広空港ターミナルビル(株) 北海道帯広市泉町西9線中8番地41 (0155-64-5678)
<http://obihiro-airport.com/>
cex11630@nyc.odn.ne.jp
- ▶ 貨物取扱施設
日本通運(株) 帯広総代理支店 北海道帯広市泉町西9線中8番地41 (0155-64-5681)
- ▶ 燃料取扱施設
熱原輸送(株) 帯広空港事業所 北海道帯広市泉町西9線中9番地28 (0155-64-5141)
YSヤマシヨウ(株) 航空事業所 北海道帯広市以平町西10線38番地1 (0155-64-5007)

(3) 駐車場管理者 上記(1) 空港管理者に同じ

(4) 乗入れ航空会社

- ▶ JAL : 日本航空(株) <http://www.jal.co.jp/>
国内線予約 : 0570-025-071
- ▶ ADO : (株)AIRDO <http://www.airdo.jp/>
予約 : 0120-057-333 (固定電話用)
011-707-1122 (携帯電話用)
- ▶ ANA : 全日本空輸(株) <http://www.ana.co.jp/>
国内線予約 : 0570-029-222

(5) 路線・ダイヤ とかち観光誘致空港利用推進協議会のホームページに掲載 <http://www.tokachiobihiro-airport.jp/>

(6) 燃料取扱施設が提供する燃料の種類

- ▶ 熱原輸送株式会社 ジェット燃料
- ▶ YSヤマシヨウ株式会社 AVガス

(7) **着陸料等** 帯広市空港管理条例及び帯広空港着陸料減免基準によるものとする。

▶ 着陸料

・ジェット機

(i) 重量部分速算表

最大離陸重量[A] (t)		計算式 (円)
超	以下	
0	25	$A \times 1,100$
25	100	$A \times 1,500 - 10,000$
100	200	$A \times 1,700 - 30,000$
200	—	$A \times 1,800 - 50,000$

(ii) 騒音部分

(騒音値-83) EPNdB × 3,400 円

・その他の航空機

超	以下	計算式 (円)
0	6	1,000
6	—	$A \times 590 - 2,840$

▶ 停留料速算表

超	以下	計算式 (円)
0	3	810
3	6	1,620
6	23	$A \times 30 + 1,440$
23	25	$A \times 90$
25	100	$A \times 80 + 250$
100	—	$A \times 70 + 1,250$

(8) **旅客取扱施設利用料** なし

(9) **空港アクセス** とかち観光誘致空港利用推進協議会のホームページに掲載
<http://www.tokachiobihiro-airport.jp/transportation/>

(10) **駐車場**

▶ 駐車料金 無料

▶ 収容台数及び敷地面積

名称	収容台数 (台)	収容台数			面積 (㎡)
		一般車両 (自家用車)	団体バス	タクシー	
第1駐車場	534	497	7	30	15,000
第2駐車場	122	120	2	0	5,100
南駐車場	154	154	0	0	4,218
合計	810	771	9	30	24,318

(11) 空港マップ

- ▶ 空港の全体図 とかち観光誘致空港利用推進協議会のホームページに掲載
<http://www.tokachiobihiro-airport.jp/>
- ▶ ターミナルビルの施設案内図
帯広空港ターミナルビル株式会社のホームページに掲載
<http://obihiro-airport.com/contents/floor.html>

(12) バリアフリー情報

- ▶ 多目的トイレ（オストメイト対応） 1階1カ所、2階2カ所
- ▶ エレベーター 北側・南側 各1基、到着手荷物受取所（下り専用） 2基
- ▶ 車椅子対応公衆電話 1階1台、2階ロビー1台、2階搭乗待合室1台

(13) 利用者の意向を反映する仕組み

- ▶ とかち観光誘致空港利用推進協議会のホームページ
<http://www.tokachiobihiro-airport.jp/contact/>
- ▶ 帯広空港ターミナルビル株式会社ホームページ
<http://obihiro-airport.com/contact/>
- ▶ 帯広市 市長への手紙 <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

(14) 消火救難車両

大型化学消防車 12,500 リットル × 3台
救急医療搬送車 1台

(15) 除雪車輛

スノーロータリー 3台
スノースーパー 4台

■参考

(1) 帯広市空港管理条例 (抜粋)

▶ 別表 1

区 分	金 額
着陸料	<p>ターボジェット発動機を装備している航空機（以下「ジェット機」という。）にあつては第 1 項による重量比例部分及び騒音比例部分の合計額に 100 分の 108 を乗じた額、ターボジェット発動機を装備していない航空機（以下「その他の航空機」という。）にあつては第 2 項の規定による額に 100 分の 108 を乗じた額。ただし消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 7 条の規定により消費税を免除することとされた航空機（以下「免除航空機」という。）にあつてはジェット機の場合は第 1 項に規定する重量比例部分及び騒音比例部分の合計額、その他の航空機の場合は第 2 項の規定による額。</p> <p>1 ジェット機 着陸 1 回ごとに、次の各号に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 重量比例部分 航空機の重量につき、次のアからエまでの区分に掲げる額で計算して得た額の合計額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 当該航空機の重量の 25 トン以下の部分については 1 トンごとに 1,100 円</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 当該航空機の重量の 25 トンを超え 100 トン以下の部分については 25 トンを超える 1 トンごとに 1,500 円</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 当該航空機の重量の 100 トンを超え 200 トン以下の部分については 100 トンを超える 1 トンごとに 1,700 円</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 当該航空機の重量の 200 トンを超える部分については 200 トンを超える 1 トンごとに 1,800 円</p> <p>(2) 騒音比例部分 国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）に基づく附属書 16 に定めるところにより測定された離陸測定点における航空機の騒音値（当核騒音値のない航空機にあつては、当核航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1EPN デシベル未満の端数は、1EPN デシベルとする。）から 83 を減じた値に 3,400 円を乗じて得た額。</p> <p>2 その他の航空機 着陸 1 回ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ当核各号に定める額</p> <p>(1) 当該航空機の重量が 6 トン以下の場合 1,000 円</p> <p>(2) 当該航空機の重量が 6 トンを超える場合 次のアの金額及びイに掲げる額で計算して得た額の合計額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 6 トン以下の部分 700 円</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 6 トンを超える部分 1 トンごとに 590 円</p>
区 分	金 額

停留料	<p>空港における停留時間 24 時間（24 時間未満のときは、24 時間として計算する。）ごとに次の各号に掲げる額の合計額（以下「停留額」という。）に 100 分の 108 を乗じた額。ただし、免税航空機にあっては、停留額をもって停留料とする。</p> <p>1 航空機の重量が 23 トン以下の場合、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 当該航空機の重量の 3 トン以下の部分については 810 円</p> <p>(2) 当該航空機の重量の 3 トンを超え 6 トン以下の部分については 810 円</p> <p>(3) 当該航空機の重量の 6 トンを超え 23 トン以下の部分については 6 トンを超える 1 トンごとに 30 円</p> <p>2 航空機の重量が 23 トンを超える場合、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 当該航空機の重量の 25 トン以下の部分については 1 トンごとに 90 円</p> <p>(2) 当該航空機の重量の 25 トンを超え 100 トン以下の部分については 25 トンを超える 1 トンごとに 80 円</p> <p>(3) 当該航空機の重量の 100 トンを超える部分については 100 トンを超える 1 トンごとに 70 円</p>
備考	<p>(1) 「航空機の重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。</p> <p>(2) 航空機の重量に 1 トン未満の端数があるときは、これを 1 トンとして計算する。</p> <p>(3) 各区分に規定する金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

▶ 附 則

4 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機についての着陸料の額は、帯広市空港管理条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 6 号）の施行の日から当分の間は、別表 1 着陸料の項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) ターボジェット発動機を装備している航空機の着陸料については、別表 1 着陸料の項第 1 項の規定により計算して得た合計金額に 3 分の 2 を乗じた額に 100 分の 108 を乗じた額。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 7 号の規定により消費税を免除することとされた航空機（以下「免税航空機」という。）にあっては、同項の規定により計算して得た合計額に 3 分の 2 を乗じた額。

(2) ターボジェット発動機を装備していない航空機の着陸料については、別表 1 着陸料の項第 2 項の規定により計算して得た額に 3 分の 2 を乗じた額に 100 分の 108 を乗じた額。ただし、免税航空機にあっては、同項の規定により計算して得た額に 3 分の 2 を乗じた額。

5 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業を行う者が中部国際空港又は名古屋飛行場から空港までの運送を行う航空機についての前項の規定の適用については、同項中「3 分の 2」とあるのは、「4 分の 1」とする。

- 6 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り、航空法第 2 条第 20 項に規定する国内定期航空運送事業を行う者が東京国際空港から空港までの運送を行う航空機についての第 4 項の規定の適用については、同項中「 $\frac{2}{3}$ 」とあるのは、「 $\frac{1}{3}$ 」とする。

(2) 帯広空港着陸料減免基準（抜粋）

▶ 着陸料の算定

着陸料の算定については、帯広市空港管理条例附則第 4 項の条項中、「 $\frac{2}{3}$ 」とあるのを、別表の軽減掛率をもって算定する。

▶ 別表

区 分	軽減掛率
国際チャーター便	$\frac{1}{4}$
国内チャーター便 (包括的ツアーチャーターに限る)	$\frac{1}{2}$